

空き家の改修などを補助します！

事業の名称

空き家利活用支援事業費補助金

事業の趣旨

空き家を有効に活用し、本市への移住及び定住を促進することにより、賑わいと交流の創出並びに地域の活性化を目的としています。

空き家を購入し、改修または引越しする方に、補助要綱に基づき補助金を交付します。

補助対象者

令和4年4月1日以後に市外から本市に転入した世帯で、その後、自らが利活用するため、空き家を購入した又は購入する方

補助の対象となる要件

補助金の申請には、次に掲げる事項のすべての要件に該当する必要があります。

- | |
|--|
| ☐ 補助対象者が空き家の改修又は引越しを行う事業であること。 |
| ☐ 補助対象者が県内事業者と請負契約を締結し実施する事業であること（引越しを除く。）。 |
| ☐ 申請時において着手していない事業であること。 |
| ☐ 令和8年2月末までに実績報告書を提出できる事業であること。 |
| ☐ 補助対象者がやっぱりてんどう！中古物件等取得支援補助金を受給していないこと |
| ☐ 補助対象者が本市又は転入前の市区町村において市区町村税を滞納していないこと。 |
| ☐ 空き家の売買契約の相手方に二親等以内の親族が含まれないこと。 |
| ☐ 申請する空き家に10年以上居住する意思があること。 |

補助金の額

- ☐ 改修に係る経費に3分の2を乗じて得た額（上限80万円）
- ☐ 引越しに係る経費に3分の2を乗じて得た額（上限10万円）

※ 千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額

受付の期間

令和7年4月15日（火）から予算額に達するまで

問合せ先

天童市 建設部 都市計画課 都市再生係

電話 023-654-1111（内線424・425）

補助金の申請に必要な書類

補助金の申請には、下記の書類が必要となります。

書類の種類	備 考
☐ 交付申請書	規則様式第 1 号
☐ 事業計画書	改修の場合は様式第 1 号、引越しの場合は様式第 2 号
☐ 見積書の写し	事業対象の経費を確認できるもの
☐ 工事の図面	平面図等で事業対象箇所を確認できるもの
☐ 現況写真	補助事業の対象部分のもの
☐ 契約書の写し	申請者が空き家を購入したことを確認できるもの
☐ 納税証明書	完納を示す直近のもので、納期未到来の表記のないもの
☐ 住民票の写し（謄本）	転入前の住所を確認できるもの
☐ 委任状	委任する場合のみ、申請者との関係を確認できるもの
☐ その他	補助金の審査に必要となる書類

事業後に提出が必要な書類

改修や引越しが完了した後に、下記の書類が必要となります。

書類の提出期限は、事業完了後 30 日又は令和 8 年 2 月末日のいずれか早い日となります。

書類の種類	備 考
☐ 実績報告書	規則様式第 3 号（第 8 条関係）
☐ 事業完了書	様式第 5 号
☐ 契約書の写し	事業実施の契約を確認できるもの
☐ 請求書及び領収書の写し	補助対象経費の支払を確認できるもの
☐ 事業状況写真	事業実施中及び事業後の状況を確認できるもの
☐ 建築確認検査済証の写し	建築行為があった場合のみ
☐ 住民票の写し（謄本）	転入する世帯の全員が記載されている住民票謄本を提出している場合を除く。

補助金の請求に必要な書類

補助金の請求には、下記の書類が必要となります。

書類の種類	備 考
☐ 補助金請求書	規則第 4 条（第 2 3 条関係）
☐ 通帳等の写し	カタカナで名前が記載してあるページの写し
☐ その他	補助金の支払いに必要となる書類

手続きの流れ

